

第55号議案

中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和3年9月27日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

教育センターの移転及び分室の設置に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

中野区行政財産使用料条例（昭和39年中野区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表12の表中「中野区立教育センター」を「中野区立教育センター分室」に改める。

附 則

この条例は、令和3年11月29日から施行する。